



条例改正

令和3年
7月1日
施行

高知県の『迷惑防止条例』が変わります。

県民の皆様の安全で安心な生活を守るため、盗撮行為を始めとした「卑わいな行為」について、規制の強化が行われました。主な改正点は次のとおりです。

盗撮等の規制場所の拡充



これまでの「公共の場所・公共の乗物」に加え、「**特定かつ多数の者が利用する場所・乗物**」や「**人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所**」も、のぞき見、盗撮の規制場所となります。

特定かつ多数の者が利用するよう な場所・乗物

集会所、会社、学校・塾の教室など
タクシー、貸切バスなど



人が通常衣服の全部又は一部を 着けない状態であるような場所

住宅、浴室、トイレ、更衣室など



規制される行為の追加

のぞき見、盗撮をする目的で、写真機等を人に向けたり、設置する行為が新たに規制されます。



罰則 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
(常習の場合 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



詳しくは高知県警察本部又は最寄りの警察署へ

